

保存期間 5年（令和12年3月31日まで）

熊刑企第421号

令和6年7月11日

【概要】

本通達は、犯罪捜査における捜査資料の定義、管理方法及び具体的取扱要領を定め、捜査資料の組織的管理の徹底を図るものである。